



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

東京都板橋区本町 23 番 23 号
リンテック株式会社
取締役社長 大内昭彦
(コード番号 7966)

《問い合わせ先》

取締役 総務・人事本部長
吉川 契太
電話 03-5248-7711 (大代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 117 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離し、併せて取締役の員数を減少させ、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図るため、平成 23 年 6 月 24 日開催の当社第 117 期定時株主総会において株主の皆様によるご承認が得られることを条件として、執行役員制度を導入する方針を決定いたしました。

このため、現行定款に執行役員に関する規定を追加するとともに役付取締役の規定および取締役員数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 24 日

以 上

平成 23 年 5 月 12 日

定款一部変更に関するお知らせ

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>18 名</u>以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p><新設></p> <p>第 <u>26</u> 条 ～ (省略) 第 <u>40</u> 条</p>	<p>第 4 章 取締役、<u>取締役会および執行役員</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>12 名</u>以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名</u>を定めることができる。</p> <p><u>(執行役員および役付執行役員)</u></p> <p>第 <u>26</u> 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を選定することができる。</u></p> <p>(以下、条数を繰り下げる)</p> <p>第 <u>27</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>41</u> 条</p>